レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているコミズスマシ等が確認されているが、ニホンカモシカ、ニホンザル、オジロワシ及びハヤブサについては、周辺に同様の生息環境が広く存在していることなどから、オオタカについては、営巣地が計画路線から離れていることなどから、コミズスマシについては、水路の改変は生じないことなどから、それぞれ影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているミチノクナシ等の生育が確認されているが、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が５箇所存在するが、このうち２箇所については試掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る３箇所についても青森県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、現道の東側を通過する申請案のほか、申請案の東側を通過するルート案について検討が行われている。申請案と他案とを比較すると、申請案は取得必要面積が少ないこと、事業費が廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う一般国道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は線形不良区間が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、むつ市長を会長とする下北総合開発期成同盟会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県むつ市役所

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地　青森県むつ市大字田名部字斗南岡、字内田及び字赤川ノ内並木並びに大字奥内字大室平地内

○九州地方整備局告示第百七十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日　　九州地方整備局長　金尾　健司

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
十号	一般国道	

(四)

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
大字安武一四〇三番一から同町大字安武一四〇三番一まで	後前	六六・一メートル 六六・一メートル	〇・二キロメートル 〇・二キロメートル

図面縦覧場所　九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社福岡工事事務所

○九州地方整備局告示第百七十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日　　九州地方整備局長　金尾　健司

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
十号	一般国道	

(四)

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
大字小原七三九番一から同町大字小原六八番一まで	後前	五八・七〇メートル 五八・三五メートル	一・六三五キロメートル 一・四〇二キロメートル

図面縦覧場所　九州地方整備局、同局北九州国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社福岡工事事務所

○九州地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日　　九州地方整備局長　金尾　健司

十号

路線名	供用開始の区間
一般国道二七号	岡速州九工道国州地務式会所備社及び九州支社福岡高速道路事務所
一般国道二七号	安福岡県四五郡一ま町大字安武一三九八番三から同町大字安武一三九八番三まで

供用開始の期日　平成二十六年八月八日〇時

○九州地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日　　九州地方整備局長　金尾　健司